

男性の新規入団者に加え、女性も募集！

## 消防団に入団して、紀宝町を一緒に守ろう！

紀宝町消防団は、新規入団者を募集しています。消防団は、本業をもちながら、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活躍している人たちが集まる市町村の消防機関です。令和2年4月1日現在、紀宝町消防団では158人が団員として活動しています。

また、女性団員もあわせて募集します。あなたも消防団に入って、自分たちの住むまちを守りませんか。



防災啓発活動を行う消防団員

### ◆消防団の活動内容

- ・火災や水災害などに対する消防活動や救出活動（女性は負傷者の応急手当、情報収集などの後方支援活動）
- ・常備消防との連携による、住民の生命や財産、身体の保護
- ・住民に対し出火防止、初期消火等の指導

### ◆処遇など

- ・条例等に基づき、報酬や費用弁償などを支給
- ・一定年数以上勤務した団員に対し退職報償金を支給
- ・活動時のケガなどは公務災害補償を適用
- ・活動服等一式を貸与

### ◆入団の要件

- ・紀宝町に居住、または勤務している人
- ・年齢18歳以上の人

▶詳しくは、役場総務課防災対策室（☎33-0335）までお問い合わせください。

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている方へ

## 限度額認定証の更新について

### ◆「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」をお持ちの方へ

医療費の自己負担額等が減額される、「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の有効期限は7月31日（金）までです。更新の手続きは、次のとおりです。



### 【対象者】

- **限度額適用・標準負担額減額認定証**  
町の国民健康保険、もしくは後期高齢者医療制度の対象の方で、世帯全員が住民税非課税の方
- **限度額適用認定証**  
国民健康保険に加入している70歳未満の方、70歳以上の国民健康保険もしくは後期高齢者医療制度の加入者で、3割負担の方

更新手続きが不要な方…新しい認定証を7月下旬に送付します。  
更新手続きが必要な方…申請案内を送付しています。  
【準備物】保険証、印鑑、マイナンバーのわかるもの  
※代理で申請する場合には、代理人の身分証明書（免許証、保険証など）が必要です。  
▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

## 児童扶養手当と特別児童扶養手当について

### 1 児童扶養手当

児童扶養手当制度とは、父（母）がいない子どもを養育している家庭等を対象とし、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

※所得制限があり、1月から6月までに請求される場合は前々年の所得、7月から12月までに請求される場合は前年の所得により、その年度（8月から翌年7月まで）の手当が全部支給、一部支給、全部停止の区分が決まります。（表A参照）

### ◆対象者

次の5項目などに該当する、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども（一定の障がいがある場合は20歳未満）を扶養している父（母）または養育者。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 父（母）が死亡した子ども
- ③ 父（母）が重度の障がいの状態（年金の障害等級の1級程度）にある子ども
- ④ 父（母）の生死が明らかでない子ども
- ⑤ 父（母）が、母（父）の申し立てにより保護命令を受けた子ども

### ◆手当の額

《対象児童1人・全部支給の場合》  
月額43,160円  
《対象児童1人・一部支給の場合》  
月額43,150円から10,180円

※2人目は、月額最大10,180円。  
3人目以降は、1人につき最大6,110円

※要件を満たしており、手当を受給されていない方は役場福祉課までお問い合わせください。

【表A】 児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の数 (税法上の人数)	父または母の所得		配偶者および扶養義務者の所得
	全部支給	一部支給	
0人	49万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人以上	1人につき38万円ずつ加算	1人につき38万円ずつ加算	1人につき38万円ずつ加算

※扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。

### 2 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当制度とは、心身に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

※所得制限があり、1月から6月までに請求される場合は前々年の所得、7月から12月までに請求される場合は前年の所得により、その年度（8月から翌年7月まで）の手当の支給の要否を判断します。（表B参照）

### ◆対象者

精神または身体に政令で定める程度（国民年金法1級および2級に相当）の障がいがある20歳未満の児童を養育している父（母）または養育者。

### ◆手当の額

《1級》月額52,500円  
《2級》月額34,970円  
※要件を満たしており、受給されていない方はお問い合わせください。

### ●現況届、所得状況届の提出について

児童扶養手当を受給している方は、「現況届」を8月31日（月）までに、また特別児童扶養手当を受給している方は、「所得状況届」を9月10日（休）までに提出してください。

【表B】 特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の数 (税法上の人数)	請求者の所得	配偶者および扶養義務者の所得
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円
4人以上	1人につき38万円ずつ加算	1人につき21万3千円ずつ加算

※扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。

これらの届けは、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するもので、届けの提出がないと、8月以降の手当の支給ができなくなりますので、ご注意ください。

なお、「現況届」および「所得状況届」は、8月上旬に役場福祉課から送付しますので、必要事項を記入のうえ、福祉課に提出してください。

▼詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。